

令和2年度第1回教育研修会

1 開催日時、場所

- (1) 2020年(令和2年)10月29日(木)13時25分～16時30分
- (2) 横浜市中区本町1-6 横浜市開港記念会館1号会議室

(司会 理事 櫻井奈津樹)

倫理綱領唱和	13:25	監事	高橋哲也
開会の辞	13:30	専務理事	坂井利行
会長挨拶	13:35	会長	西橋和久

2 内容

1 時限目 探偵業者の実態と法令順守の徹底について
講師 神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
営業第2係 課長補佐 服部文彦 様



○服部警部は警備業法、探偵業法、危険物を担当

- 探偵業者の6066社 個人4414 法人1652
- 過去に比較して全体で+1627
- 個人事業主が増えている
- 個人事業主であると、規範意識が薄くなり、法令遵守が難しい
- 協会の存在意義と役割
- 昨年の行政処分件数～全国29件
- 探偵業法の中でも7条と8条は重要→絶対厳守
- 特定屋の存在→法的には実地の調査をしていないため探偵業者ではない
- だが、誤解を受けかねない業種
- 特定屋は排除していかなければならない
- 事件を誘発するような危険なクライアント(反社、ストーカーなど)は情報共有すべき→協会の存在意義にも繋がる
- 通称「逗子事件」、「伊勢原事件」を他山の石として～反省教訓
- この二つの事件には探偵が絡んでいる
- 探偵業法7条は自ら(業者)守るためでもある

＜探偵業法第7条＞

探偵業者は依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

★書面の交付を受ける義務

- 1 法第7条は、依頼者に対してではなく、探偵業者に対して義務を課したものであり、違反した場合には、指示等の処分の対象となる。「犯罪行為」とは、刑法に限られず、刑罰法令に違反する行為をいい、例えば、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項に基づく保護命令に違反する行為等が該当する。「違法な差別的取扱い」とは、例えば、労働基準法において禁止されている労働条件の差別的取扱い等をいう。「違法な行為」とは、刑事又は民事の別を問わず、違法と評価されるすべての行為をいう。

- 依頼者に対する確認事項
- 業者間でも届出書を確認
- 高感度集音機の活用
- GPS利用によるストーカー
 - ・最高裁判決では無罪→法改正が急がれている
 - ・GPSは約款に定められた方法でしか使えない
- 結婚調査は差別に繋がる恐れがある
- 神奈川県警の立ち入り検査は抜き打ち(突然訪問)

2 時限

消費生活センターから探偵業に関する相談事例について

くらし安全防災局 くらし安全部 消費生活課

相談第1グループ グループリーダー 大山由紀子 様



- 消費生活センターの役割
 - 消費生活センターの規模と体制
 - 探偵業に関する苦情相談の状況について
 - ・苦情の全体の1%にも満たない
 - ・探偵業の金額は一般感覚からすると高額
 - ・具体的な相談事例の紹介
- ～添付資料参照～

3 時限 探偵業に関わる法知識～不貞慰謝料請求を題材として～
小嶋総合法律事務所
弁護士 安藤圭輔 様



○そもそも不貞行為とは・・・

- ・ 不貞行為の典型例
婚姻関係にある男女が、配偶者とは別の異性と肉体関係を持った場合
- ・ 性的不能は反論になるのか否か
インポの場合はどうか、セックスはできない、していないと、抗弁した場合はどうなのか
★ポイント→配偶者を傷つけた行為・行動が権利を侵害されたことになる
- ・ 配偶者が別の異性と、一緒に風呂に入る行為→不貞
- ・ これはセックスに関係なく、性的類似行為→性的不能は言い訳にならない
- ・ メールであっても肉体関係が推認される内容であれば、不貞行為の補強証拠になりえる
- ・ 愛してる、好きだよレベルだったら・・・。これは難しい・・・。

- ★ポイント→夫婦関係が破綻するような内容であるか、否か。
- ・素股、パイズリ、アナル、フェラチオも、性的類似行為
- ・もしも配偶者がレズやホモだったら・・・。
- ・相手が配偶者の同性だったら。
 - ★ポイント→典型的な不貞行為ではないが、夫婦関係が破たんする行為に該当する可能性あり

- ・風俗通いはどうか
 - ★ポイント→頻繁や常習性による→夫婦関係の平穩を害する行為に該当する恐れ

- ・シティホテルは言い訳に利用される可能性が大
 - ★ポイント→ホテルに内在するレストランやカフェを利用していないという証拠が取れるのか否かを検討する

- ・探偵がビジネスホテルに入ることは許されるのか
 - ★ポイント→一般客であれば問題ないが、探偵業務を全うするための写真撮影を目的に、利用させている訳ではない。

※目的外使用を問われる可能性あり

- ・ホテルの出入りが別々だった場合(時間差で入室)、これは証拠になるのか、否か

- ★ポイント→継続性をもって判断するほかない
- ・ホテルに入って30分に出てきた場合はどうか→抗弁しやすくなるポイント→ラブホであれば問題ないが、出来るだけ継続性(回数)を証拠とすべき
- ・海外旅行はどうか→普通に考えても同じ部屋に宿泊していると推察され、強めの証拠にもなるが、「旅行は一緒に行ったが、あくまでも観光目的。部屋は別だった！」と抗弁される可能性があり

○不貞行為の証拠

- ・不貞を強く推認させる証拠
- ・推認力が強いとは言えない証拠
- ・証拠収集時の注意点

○探偵業の任務を遂行する上で・・・。

- ・撮影目的
- ・浮気調査を目的とした撮影は、許されるものなのか。
 - ★ポイント→社会は探偵を容認している＝弁護士協同組合に探偵業者加盟していることは典型体な事例である
- ・隠し撮りが問題とならない限り、社会的に容認されているのが実情
- ・ラブホ内での撮影→プライバシーの侵害に当たる可能性もある
- ・パブリックではないと判断される

- ・管理権者の意志に反する侵入にも関係してくる
- ★ポイント→ラブホは誰でも入れるが、お客様を撮影することを目的としていない

○不貞行為

- ・離婚事由
- ・慰謝料請求→配偶者
- ・不貞の相手方
- ★ポイント→夫婦関係が破綻したか否か、法律上の権利が、侵害されたか否か
- ※共同不法行為（配偶者と、その交際相手）

○慰謝料の相場

- ・慰謝料とは精神的な苦痛、心の傷に対する損害
建前上、相場はない→裁判官の自由な心象となるが、相場観(だいたいの金額)はある。
- ・裁判所、裁判官の調和性をとる→100万円～200万円
- ※一般人が300万円をとれるという嘘
- ・どうすれば、慰謝料は高くできるか
期間、親和性、社会的立場、身分、収入
- ★ポイント→知られたくない立場の人、あってはならない立場の人
- ※医者と患者、弁護士とクライアント、警察官と被害者（被疑者）
社会的立場+関係する利害関係者
- ・共同不法行為が複数だったら・・・例えば夫が複数の女性と交際していた場合。それぞれに共同不法行為が発生する。
- ・それぞれに損害賠償請求ができる。包括で一個ではない。
- ・82歳の女性が浮気したら・・・。
- ・高齢者が性交渉できるのか、不貞行為になりえるのか、男女関係なのか

○質疑応答

3 閉会

修了証書授与	16:35	会長	西橋和久
閉会の辞	16:40	副会長	黒川靖文

3 研修結果(雑感)

- 参加型の研修会は一体感があり有益かつ実効性があった。
- 研修会のあるべき姿を見た。
- 講師の先生方の人選が良かった。
- 健全なる業界団体の必要性を痛感した。
- 研修会を通じて、業法を含めた法令順守を再認識した。
- 消費生活センターでは、探偵業者に対する苦情は全体の1%に満たないというが、見方を変えると、事案の特殊性から、公には出来ず、潜在化しやすいのかも知れない。よって、1%は参考数値として、襟を正すべきであろう。
- 弁護士から見た不貞案件と証拠収集については、事例に基づいたものであり、大変勉強になった。

全国あんしん探偵業協会



<https://anshin-kyokai.com>